

議案説明書

観光スポーツ部 スポーツ立市推進課

提出議会：令和3年第4回定例会

1 案件名

議案第56号 佐野市都市公園条例の改正について

2 概要

佐野市運動公園運動広場を多目的に利用できる人工芝球技場として整備したことに伴う条例の改正

3 理由、趣旨、目的等

- ①運動公園「運動広場」の施設名を「第1多目的球技場」に変更し、併せて同様の施設である「多目的球技場」を「第2多目的球技場」に変更する。
- ②夜間照明を整備した「第1多目的球技場」の利用時間を「午後5時」から「午後9時30分」に変更する。
- ③第1多目的球技場について、グラウンドの1時間当たりの利用料、夜間照明等の付帯設備の利用料を設定する。
- ④第2多目的球技場について、第1多目的球技場の利用料金の設定に合わせ、グラウンドの利用料を1時間当たりにするなどの変更をする。
- ⑤備考中の施設の利用時間に端数がある場合の取扱いの規定について、上記の改正に伴い必要な改正をする。

4 その他の事項

- ・施行日 令和3年7月1日
- ・改正後の規定は、本改正条例の施行日以後に許可するものについて適用する。